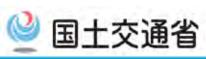
MaaS関連データの連携に関するガイドライン ver.1.0(素案)概要について

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 令和2年2月21日



1.はじめに

(1)MaaSの意義

- n 交通手段の選択肢拡大や、出発地から目的地までのワンストップでシームレスなサービス提供を通じた、地域や観光地の移動手段の確保・充実や、利用者の利便性向上等により、地域等の移動手段の確保・充実にくわえ、移動困難者の移動手段の確保や交通安全の向上、外出機会の創出等に資する
- n 小売・飲食等の商業、観光のほか、医療、福祉、教育、一般行政サービス等との連携により、<u>移動自体の高</u>付加価値化が図られるとともに、地域交通における需要を喚起
- n 人の移動が活発化することで、中心市街地をはじめとする地域の活性化につながるとともに、人の移動の効率化により、混雑緩和、空間利用の効率化等につながり、環境負荷の低減やスマートシティの実現に資する
- n 移動関連データを基に、公共交通やまちづくりの施策が高度化されることで、人の移動効率化がより一層図られ、移動時間が短縮することによる移動範囲の拡大や新たな需要の開拓等の便益も発生

(2) MaaSにおけるデータ連携の方向性

- n MaaSの提供には、各主体がデータを整備したうえで連携することが必要であり、この際、MaaSに関連する データが円滑に、かつ、安全に連携されることが重要
- n データ連携によって、出発地から目的地までの移動や、目的地での活動も含めた、より精度の高い人の移動 関連データを地域で把握することが可能となり、当該移動関連データを活用することで、ニーズに対応した公 共交通ネットワークの再編や、土地利用の最適化、移動需要の喚起等の様々な地域課題の解決につなげる とともに、地域の経済やコミュニティの活性化に寄与することも期待
- n データ化には業務の効率化等のメリットもあり、

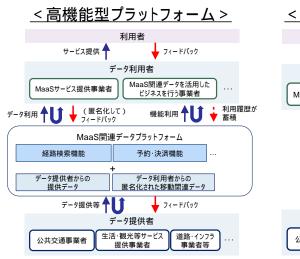
 <u>各事業者においてデータ化を推進することが重要</u>
- n 連携主体同士で、データの項目や形式等が可能な限り共通化されることで、効率的なデータ連携が可能
- n MaaSの関係者が相互に協力し、情報の正確性の維持・向上に向けて取り組む

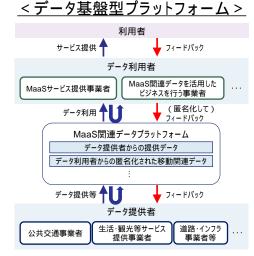
1.はじめに(前頁より続く)

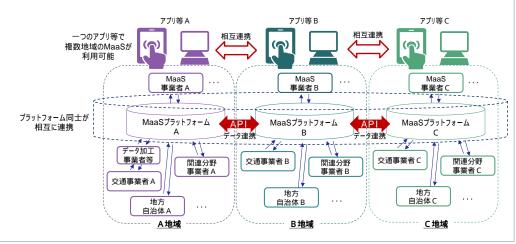
- (2) MaaSにおけるデータ連携の方向性(前頁より続く)
 - n 前述に加え、データ連携において重要となるのが、MaaSに必要となるデータを、必要なときに取り出すことができるMaaSプラットフォームである

様々な形態を取り得る

- MaaS関連データの蓄積・管理等だけではなく、MaaSの提供に必要な検索・予約・決済等の機能も合わせて提供するMaaSプラットフォーム(以下「高機能型プラットフォーム」という)
- MaaS関連データだけを扱うMaaSプラットフォーム(以下「データ基盤型プラットフォーム」という)
- n MaaSプラットフォームのあり方については、 既に民間事業者等によるプラットフォーム の構築が進み始めていることや、地域毎の 課題に対応した創意工夫のある取組を促 進すること等を踏まえ、既存又は今後構築 されるプラットフォームがAPI等で連携され ることが望ましい
- n また、MaaSアプリ等についても、利用者利 便の観点から各アプリ等がAPI等で連携し、 一つのアプリ等で複数のアプリ等を利用で きる状態になることが望ましい(右図)







2. ガイドラインの目的

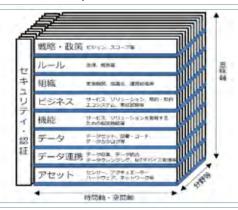
- (1)ガイドライン策定の背景・趣旨
 - n MaaSにはデータ連携が重要であり、その基盤となるプラットフォーム構築、機能・インターフェース等が必要
 - n MaaSに関連するプレイヤーが<u>データ連携を円滑かつ安全に行うために留意すべき事項</u>や、各地域等で提供されるMaaS毎に、関係者間で共有すべき事項等を整理
 - n ガイドラインは、環境の変化や、技術の進展、サービスの進展・変化等を踏まえ、<u>必要に応じて見直しを検討</u>
- (2)ガイドラインが想定する対象者
 - n これからMaaSに取り組もうとする事業者等や、既にMaaSに取り組んでいる事業者等

3.定義

n ガイドラインで使用する用語の定義(「MaaS関連データ」、「データ化」、「データ提供者」等)

4. MaaSにおけるデータ連携の構造

- n MaaSについてはMaaSに取り組む関係者間にくわえ、スマートシティ等の地域における様々な取組とのデータ連携を行う可能性を有するものであり、データ連携に向けた考え方の整理についても、それらとの整合性を図ることが望ましい
- n 本ガイドラインでは、他分野での取組でも用いられるSociety5.0リファレンスアーキテクチャ(右図)に基づき、MaaSにおける各レイヤー(層)について、<u>各</u>地域等で提供されるMaaS毎に留意すべき事項を整理



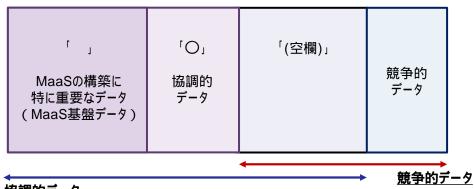
5. MaaS提供にあたっての目的

- n MaaSの実現に向けて、MaaSを提供する<u>地域等ごとに、</u>MaaSの関係者間において、<u>MaaSが目指すど</u> ジョン及び目的を明確にし、サービスの方向性を定めることが重要
- n 目的等の検討を行う際には、地域公共交通の確保・維持や活性化について議論を深めることが必要
- n MaaSの継続的な運営のために、必要に応じ協議会等の枠組み等により、方向性の修正等を関係者間で行いつの、関係者間で認識を合わせながら進めていくことが求められる
- n MaaS関連データは個人情報が含まれることから、所要の個人情報保護・セキュリティ対策等が必要
- n MaaSは様々な利用者が想定されるサービスであるため、高齢者や障がい者、訪日外国人等を含めたダイバーシティに留意し、様々な利用者のニーズに合わせたサービスとすることが望ましい



6. データ連携を行う上でのルール

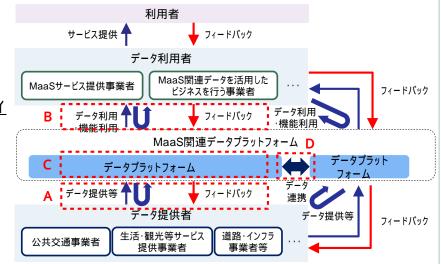
- n データ連携を円滑に行うためには、提供するMaaSの関係者間で設定したビジョン及び目的を共有した うえで、規約の設定やルールの取り決めをあらかじめ行う必要がある
- (1)MaaS関連データにおける協調的データ・競争的データの考え方
 - n 本ガイドラインにおける「協調的データ」、「競争的データ」の定義は以下のとおりとする
 - 「協調的データ」:MaaS関連データのうち、各MaaSにおいて設定された最低限のルール等に基づき、各 MaaSプラットフォームを利用する全てのデータ利用者が利用可能なものとして、当該プラット フォームに提供等が行われるデータ
 - 「競争的データ」:MaaS関連データのうち、当該データの提供者との契約等により個別に共有が行われ るものとして、各MaaSプラットフォームに提供等が行われるデータ
 - n MaaS関連データは、以下のように協調的・競争的の区別を明確化
 - i. MaaSを提供するうえで特に重要なデータ(MaaS基盤データー)として10.の備考に「」を付したデー タは、協調的データとしてMaaSプラットフォームに提供等を行うよう努める
 - ii. 10.の備考に「○」を付したデータ は、可能な限り、協調的データとしてMaaSプラットフォームに提供 等を行うことが望ましい
 - iii. それ以外のデータについては、各主体の判断で協調的・競争的の判断を行う MaaS基盤データとして「」、協調的データが望ましいデータとして「○」を付したデータは、「10. MaaS に必要となるデータ」に例示する





6.データ連携を行う上でのルール(前頁より続く)

- (2)移動関連データの取扱い
 - n 移動関連データは、MaaSを提供することによって得られる、人の移動に係る有益な情報であることか ら、データ提供の対価やインセンティブとして、匿名化等の必要な処理を施したうえで、プラットフォーム <u>運営者又はデータ提供者に共有</u>されることが望ましい
 - n 地方公共団体が地域の交通計画やまちづくり計画等の策定のために用いる場合に、その求めに応じ、 移動関連データが提供されることが望ましい
- (3)関係者に求められる個人情報・プライバシー保護対策
 - n データ提供者、プラットフォーム運営者及びデータ利用者が提供等を行うMaaS関連データには、個人 情報の保護に関する法律等に求められる必要な処置を行う
 - n 関係者によっては、個人情報保護・プライバシー保護に係る認識やその体制が同等ではない場合もあ ると考えられることから、必要に応じて、データ利用者が提供するサービスを踏まえ、利用規約を含め た個人情報保護・プライバシー保護に係る対応について関係者間で共通認識を深めることが望ましい
 - n 利用者を含む幅広い関係者の意見を反映 する機会等を設けることは、事業者等の 信用維持の観点からも有効
- (4)関係者に求められるセキュリティ・改ざん対策
 - n 特にMaaS予約・決済データ、移動関連データ 及び派生データについては、所要のセキュリティ ・改ざん対策を実施する





6.データ連携を行う上でのルール(前頁より続く)

- (5)関係者間でのデータの取扱い(前頁より続く)
- A. データ提供者及びMaaSプラットフォームの連携
- (1)公共交通等関連データの形式の考え方
 - ・交通事業者は、以下のいずれかを実施し、MaaSプラットフォームにデータ提供等を行う:

各主体が有するデータの形式、規格、用語の意味等を公開

データの項目ごとに使用する単語の意味を交通モードごとに統一化

交通モードごとにデータ形式の標準化

- ・バス、フェリーの場合:GTFS-JP、GTFS-RT、標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマットを推奨
- (2)データ提供者におけるデータの適切な取得(安全なデータの提供、正確性等)
- (3)データ提供者によるデータの提供方法
 - ・データ提供者プラットフォーム運営者と調整した方法により、公共交通機関の遅延の有無に関する情報 を含む、データの提供等を行う
 - ・データ提供者は、協調的・競争的データを明らかにして提供等を行う 等
- B. データ利用者及びMaaSプラットフォームの連携
- (1)プラットフォーム運営者からデータ利用者へのデータ提供(契約等に基づいて適切に実施)
- (2) データ利用者によるデータ利用
 - ・協調的データは、自由に活用可能
 - ・競争的データは、契約などに基づいて利用可能 等
- (3) データ利用者におけるデータ管理(データの管理運営等)



6.データ連携を行う上でのルール(前頁より続く)

- (5)関係者間でのデータの取扱い(前頁より続く)
- C. プラットフォーム運営者によるデータの取扱い
- (1)プラットフォーム運営者によるデータの加工等
 - ·MaaS関連データを加工等して派生データを作成することが可能
- (2)プラットフォーム運営者によるデータの取扱い
 - ・データ提供者が明らかにした協調的データ及び競争的データの区分を同意なしに変更しない
- (3)プラットフォーム運営者によるデータ管理(MaaS関連データの管理)
- (4)プラットフォームの機能・サービスの保守(継続的・持続的な運営、適切な見直し等)
- D. MaaSプラットフォーム間のデータ連携
- (1) MaaSプラットフォーム間の連携に関する考え方
 - ·MaaSプラットフォーム間連携を前提にAPI等のデータ連携可能な手段を実装 等
- (2) MaaSプラットフォーム間で連携するデータ
 - ·MaaSプラットフォーム間で連携するデータは、協調的データ 等
- (3)連携したデータの取扱い(他プラットフォームの利用規約への遵守等)

7. MaaSに関連するプレイヤー

- n 「交通事業者」「MaaSを提供する者」「生活・観光等サービスを提供する者」「MaaSプラットフォームを提 供・運営する者、「MaaS関連データを活用したビジネスを行う者」等を想定
- n これらのプレイヤーには、民間企業だけでなく、地方自治体、NPO法人、大学、研究機関、各種団体、 個人等も含まれる。また、1事業者がプレイヤーとして1つの役割を担うだけでなく、複数の役割を担う ケースも想定(例えば、交通事業者がMaaSを提供する場合もある)
- n 提供するMaaSの主体は、民間企業の主導で行われる場合や、地方自治体やNPO法人等の主導で行 われる場合もあるが、検討したビジョン及び目的、提供するサービス等を踏まえ、協議会の枠組みを含 め、持続的かつ自律的に運営をするうえで適切な体制を検討する必要



8.ビジネスとしてのMaaS

- (1) MaaSにおける収入
 - n MaaSの提供にあたっては、持続的かつ自律的に運営することが求められるところ、サービスの提供に あたって収益又は対価としての資産(データ)を得ることが必要であり、代表的なサービスについては 以下のとおり整理
 - n なお、MaaSにおける収入の配分については、公共交通機関の運賃制度や後述する費用の分担等を 踏まえ、関係者間で調整されることが求められる
 - MaaSの提供:

複数の交通機関を対象とした検索・予約・決済のほか、生活・観光等のサービスと連携した検 索・予約・決済、これらを統合したスマートフォンのアプリケーションの提供等のほか、運送を直 接的に担うもの(オンデマンドバス等を含む)やキャッシュレス手段の提供、新たなモビリティ等 検索・予約・決済に伴う手数料、サービスの利用料、運送収入のほか、サービスの提供に よって得られる移動関連データの収集等も想定

ii. MaaSプラットフォームの提供:

> MaaSプラットフォームを提供し、MaaS関連データの収集・整理や、データ利用者へのデータの 提供、MaaS関連データを加工した派生データの提供等

> データ提供の際の手数料、派生データの提供に係る利用料のほか、データ利用者からの還 元や機能の提供によって得られる移動関連データの収集等

MaaS関連データを活用して行われるMaaS関連サービス:

MaaS関連データを活用したサービス全般 当該サービスの利用料のほか、移動関連データの利用料等が想定



8. ビジネスとしてのMaaS(前頁より続く)

- (2) MaaSにおけるデータ連携に必要な費用
 - n データ連携に必要な費用は、提供するMaaSや、関係者におけるシステム整備の状況に応じて変わりう るが、主に以下に掲げる費用が想定される
 - n 持続的なMaaSの提供にあたっては、あらかじめ関係者間で必要な費用を整理し、その負担する主体 について合意を得ておくことが求められる
 - 公共交通等関連データの提供に必要な費用
 - n 公共交通等関連データの生成には、一定の費用が発生
 - n データ提供者の費用に見合う対価を得られる仕組みを検討することが重要
 - n 政府や自治体等に提出される書類等に紐づくデータ等を集約し、データ化に係るコストを抑え る取組の検討も重要
 - MaaSプラットフォームの整備・運営に必要な費用
 - n MaaSプラットフォームには様々なハードウェアやソフトウェアが必要であり、その構築、運営、 整備等には一定の費用が発生
 - データの提供方法の整備に必要な費用
 - n データ提供者及びプラットフォーム運営者、データ利用者等によるAPIをはじめとするデータ連 携のための方法を整備するために費用が発生
 - 個人情報・プライバシー保護対策やセキュリティ対策に必要な費用
 - n 個人情報を取り扱う主体等においては、個人情報・プライバシー保護対策やセキュリティ対策 等にも相応の費用が必要

9. MaaSにおけるサービスに係る機能

- n 求められる機能は、サービスを提供する地域や、サービス提供を行う体制等によって異なることが想定されるため、同じサービスであってもそのまま別の地域にすぐに導入できるものではなく、機能の調整(ローカライズ)が必要な場合がある
- n 前項の「8. MaaSに関連するビジネス」において想定したサービスに対して必要な機能のイメージは以下のとおり
 - i. <u>MaaSの提供</u>
 - ·検索対象となる範囲·地域の設定や経路検索のアルゴリズムの設定のほか、予約可能な交通機関の設定、決済手段の設定等が必要
 - ・運送サービスの場合、そのサービス提供エリア、運行ルート、運行頻度、営業時刻の設定や 運行管理等が必要
 - ii. <u>MaaSプラットフォームの提供</u>
 - ・データ基盤型又は高機能型のいずれかを選択
 - ·MaaSプラットフォームに蓄積するMaaS関連データの範囲やその更新頻度の設定、MaaS関連データの提供方法に係る更新頻度等の設定が必要
 - iii. MaaS関連データを活用して行われるMaaS関連サービス
 - ・サービスの利用可能時間、利用地域、利用者の範囲等、提供する当該サービスの利用に応じた設定が必要
 - ・利用者の行動分析、交通量の分析等、ニーズを踏まえたうえで当該サービスの内容を設定

10. MaaSに必要となるデータ

- (1)MaaSにおけるデータ連携の重要性
- (2) MaaS関連データの主な項目
 - n MaaSの提供にあたって重要と考えられる以下のデータ項目を列挙
 - i. 公共交通等関連データ(各交通事業者等からの静的・動的データ)
 - ii. MaaS予約·決済データ(移動者によるMaaS等の予約·決済に関するデータ等)
 - iii. <u>移動関連データ(地図・移動実績データ、出発地から目的地までの一連の移動実績・トリップデータ</u> 等、出発地や目的地、経由地での生活・観光などサービスの利用実績等)
 - iv. <u>関連分野データ(生活・観光等サービスに関する情報、道路・インフラ等に関する情報、車両等の移動に関するデータ、環境に関する情報等)</u>

例)公共交通等関連データ

例) MaaS予約·決済データ

分類	データ 項目	概要	備考
デ 静 タ	駅時刻表	駅からの出発時刻、平日·土曜·日祝区分と、目的地駅名に関連する情報	
	乗換情報	路線ごとの乗換駅、乗換の 目安時間等の乗換に関連す る情報	

分類	データ 項目	概要	備考
MaaS予約	予約情報	利用者における、当該MaaS の利用に係る予約内容や予 約完了を示す情報	
	予約履歴	利用者について、当該 MaaSにおける過去の予約 情報の履歴等	

備考欄:

- ·MaaSの提供に特に重要なデータ(MaaS基盤データ)として、協調的データとするよう努めるデータに「」
- 協調的データとすることが望ましいデータに「○」
- ・各主体で協調的・競争的の判断を行うデータは「(空欄)」

11. データ連携の方法等

- (1)連携の方法
 - n 各主体の指示によりデータの開示や直接移転等の様々な方法によりデータ連携をすることとなるが、 円滑に連携できる代表的な方法としてはAPIが挙げられるが、コスト等を踏まえ、必要な適切かつ簡便 な方法を選択できることが望ましい
 - n APIによってやり取りされるデータの形式や項目等を含めて、関係者との調整を前提として<u>標準的な</u> API仕様を定めることが望ましい
 - n APIの開放度については、APIでやり取りされるデータの状況に鑑みた設定が必要
- (2)APIに考えられる仕様(アーキテクチャスタイル、通信プロトコル、データ形式等)
- (3)国際的なデータ連携
 - n 自国で利用しているサービスを他国でも同様に利用するためには、<u>データ項目や形式等の共通化が</u> <u>必要</u>
 - n 加えて、<u>インバウンド観光客等の利便性が上がる</u>一方で、他国のサービスの参入が容易になり、<u>サー</u>ビス提供に関わる競争が活発化することが想定

12. MaaSを支えるアセット

- n 以下のようなアセットが各主体において構築・整備・運用されることが望ましい
 - i. 政府・自治体等:行政システム、行政データ・住民データ等のオープンデータ、地図、構造物等 の社会インフラ管理システム、交通管制システム、交通情報配信システム、センサ、インフラ データ、エリアデータ 等
 - ii. 民間: データの源泉となるシステム(データベース·予約システム、決済システム等を含む)、通信インフラ、センサ、アクチュエータ 等
 - iii. 個人:サービス·アプリケーションを利用するスマートフォン等の端末 等